

第2弾

嘉手納町

大学等学生応援給付金

新型コロナウイルス感染症拡大による経済的影響が継続していることを鑑み、
嘉手納町では、大学生の皆さまへ一律して給付金を支給します。

※申請書類の提出が必要です※

令和3年6月30日(水) 必着

対象者の条件



① 嘉手納町在住 (令和3年4月1日時点)

※ やむを得ない事情により一時的に住所を町外におき、嘉手納町在住の者に扶養される者も対象とする

② 大学、専修学校、国内外の教育機関に在学

- ※ 対象となる学校は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める以下の学校に限る。
 - ・大学(大学院及び短期大学を含む) ・専修学校(専門課程に限る)
 - ・高等専門学校(第4学年及び第5学年並びに専攻科に限る)
 - ・高等学校(学校教育法第58条に規定する専攻科及び別科に限る)
- ※ 国内外の教育機関は、嘉手納町教育委員会が認める学校に限る。
- ※ 正規職員として給与等を得ている学生は対象外。

夜間・通信も
対象



給付金額

県内学校：3万円 県外学校：5万円

提出書類

※必要に応じ、追加で書類提出を求める場合があります

- ① 嘉手納町大学等学生応援給付金申請書
- ② 在学証明書(原本)
- ③ 通帳またはキャッシュカードの写し

振込先口座の銀行名・支店名・口座番号・口座名義人が分かるもの

詳しくは嘉手納町
ホームページをご覧ください



問い合わせ先 嘉手納町教育委員会 社会教育課 ☎956-1111(内線262・263)